

地方自治法第180条第1項の規定による管理者専決処分指定事項

〔平成20年 2月25日  
組合議会議決〕

改正 令和 2年 3月25日 議決 令和 6年 3月28日 議決

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、組合議会の権限に属する次の事項は、管理者において専決処分することができる。

記

- 1 地方自治法第243条の2の8第8項の規定に基づき、職員の賠償責任の金額が100万円以下のものの免除をすること。
- 2 法律上その義務に属する損害賠償で、1件の金額が100万円以下の賠償額の決定及びその和解に関すること。ただし、損害賠償の金額が100万円を超える場合であっても、賠償責任保険等附加してある損害保険金の範囲内にあるときも同様とする。
- 3 議会の議決を経た契約又は財産の取得若しくは処分に関し、その金額又は面積の10分の1以内（金額については、その10分の1に相当する額が1,500万円以内である場合に限る。）の変更をすること。

附 則

この議決は、平成20年2月25日から効力を生ずる。

附 則（令和2年3月25日議決）

この議決は、令和2年4月1日から効力を生ずる。

附 則（令和6年3月28日議決）

この議決は、令和6年4月1日から効力を生ずる。